

中小企業者等に関する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類



あさひくん

あさひな農業協同組合

平成 22 年 5 月
あさひな農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第 1 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応。
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援。
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明。
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応。
5. 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応。
6. 当組合の金融円滑化管理に関する体制。

（注）方針の全文については、平成 22 年 2 月 1 日より公開しております。

第 2 第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しています。

- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- （2）信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。

(4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し当該記録は5年間保存することとしております。

(金融円滑化対応にかかる管理体制の概要については別紙1のとおり)

第3 第6条第1項第3号に規定する第4条及び第5条の規定に基づく措置に係わる苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、各支店においても承っております。

(2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については金融共済部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに総合管理部に連絡をし、金融共済部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

(苦情相談についての体制の概要については別紙1のとおり)

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後にあって、当該措置に係わる中小企業者の事業についての改善又は再生のため支援を適切に行うための体制の概要

(1) 金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談を行う体制を整備しております。

(3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

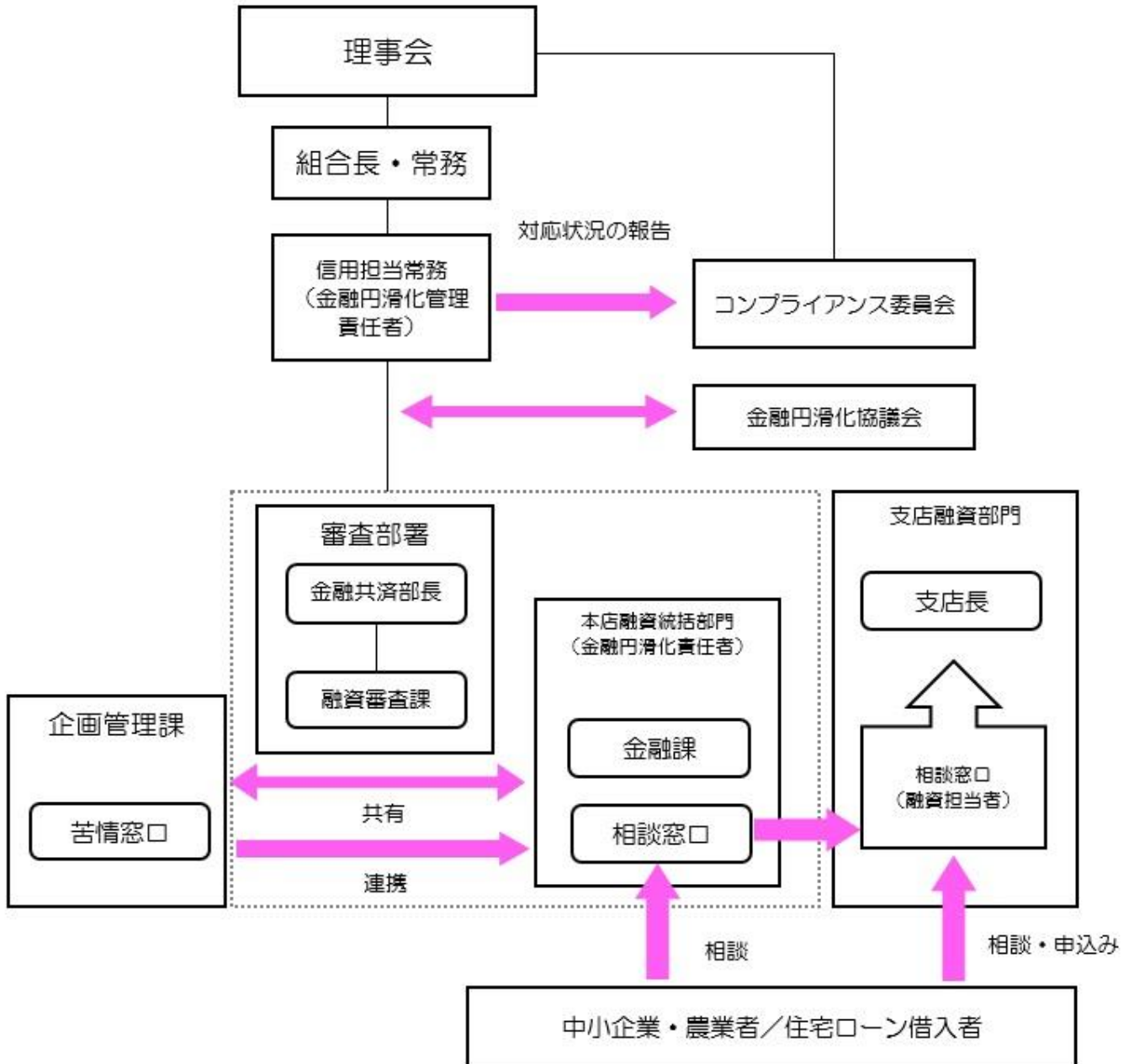
第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別紙1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別紙2のとおり

○中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制の概要



金融円滑化に基づく条件変更等実施状況の報告について

金融円滑化法第4条および第5条に基づく措置の実施状況

【法第4条に基づく措置の実施状況】	(債務者が中小企業者である場合)												
	平成21年12月末 件数	平成22年3月末 件数	平成22年6月末 件数	平成22年9月末 件数	平成22年12月末 件数	平成23年3月末 件数	平成23年6月末 件数	平成23年9月末 件数	平成23年12月末 件数	平成24年3月末 件数	平成24年6月末 件数	平成24年9月末 件数	平成24年12月末 件数
貸付けの条件の変更等を受けた貸付債権の数	0	0	0	0	2	2	2	2	3	3	3	3	3
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	2	2	2	3	3	3	3	3
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【法終了後の実施状況】	【法終了後の実施状況】												
	平成25年3月末 件数	平成25年6月末 件数	平成25年9月末 件数	平成25年12月末 件数	平成26年3月末 件数	平成26年6月末 件数	平成26年9月末 件数	平成26年12月末 件数	平成27年3月末 件数	平成27年4月末 件数	平成27年5月末 件数	平成27年6月末 件数	平成27年9月末 件数
貸付けの条件の変更等を受けた貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
うち、実行に係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

貸付けの条件の変更等を受けた貸付債権の数	平成27年12月末 件数	平成28年3月末 件数	平成28年9月末 件数	平成29年3月末 件数	平成29年9月末 件数
	うち、実行に係る貸付債権の数	3	3	3	3
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0

【法第5条に基づく措置の実施状況】	(債務者が住宅資金借入者である場合)												
	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末
貸付けの条件の変更等を受けた貸付債権の数	1	2	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5	6
うち、実行に係る貸付債権の数	0	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	5
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【法終了後の実施状況】	【法終了後の実施状況】												
	平成25年9月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年4月末	平成27年5月末	平成27年6月末	平成27年9月末
貸付けの条件の変更等を受けた貸付債権の数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
うち、実行に係る貸付債権の数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注】法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。	【注】法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。				
	平成27年12月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末
貸付けの条件の変更等を受けた貸付債権の数	6	6	7	7	7
うち、実行に係る貸付債権の数	5	5	6	6	6
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0